

生活保護法による指定医療機関に対する指導および検査実施要領

この要領は、函館市における生活保護法指定医療機関に対する指導および検査の実施に関する要領を定めるものであり、生活保護法による医療扶助運営要領（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）に定めるところに準拠し、次のとおりとする。

（指導の方針）

第1条 指定医療機関に対する指導には、一般指導と個別指導とがあり、医療扶助の処遇の向上と自立助長に資するため、以下の方針により行う。

- （1）福祉事務所と指定医療機関相互間の協力体制の確保
 - （2）生活保護制度の趣旨および医療扶助に関する事務取扱の周知徹底
 - （3）診療内容および診療報酬請求事務の適正を期するための指導の実施
- （一般指導の目的）

第2条 一般指導は、生活保護制度および法令に定める事項ならびに医療扶助事務取扱の周知徹底を図ることを目的とする。

（一般指導の対象指定医療機関）

第3条 一般指導の対象となる指定医療機関は、当市所管のすべての指定医療機関とする。

（一般指導における指導の方法）

第4条 一般指導は、集団による講習、懇談による実施、または文書の配布等により行う。

（個別指導の目的）

第5条 個別指導は、医療扶助受給者による処遇が効果的に行われるよう、福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを目的とする。

（個別指導の対象医療機関の選定基準）

第6条 個別指導の対象となる指定医療機関は次の基準により選定する。

- （1）被保護者を比較的多く診療している指定医療機関
- （2）個別指導を実施していない、または個別指導実施後一定期間（概ね

5年)を経過している指定医療機関

(3) 医療扶助の取り扱いに関し、特に指導を要すると認められる指定医療機関

(4) 医師会等から指導の要請のあった指定医療機関
(個別指導の方法)

第7条 個別指導は次の方法によって行う。

(1) 原則として実地に行うものとするが、必要に応じて指定医療機関の管理者またはその他の関係者を一定の場所に参集を求めて行う。

(2) 前条により選定した指定医療機関について、あらかじめ診療報酬の決定において選定したケース、もしくは実施機関において、個別指導を実施する指定医療機関に入院または通院している医療扶助患者のうち、適切な処遇を図るため主治医の意見を求める必要があると認められるケースについて、主治医および技術吏員ならびに実施機関関係職員が、個別処遇確保のための意見調整を行うほか、診療報酬請求事務等について、指導を行う。

なお、個別指導実施日までに、当該ケースのその指導日直近における医療要否意見書ならびに過去3ヶ月間の診療報酬明細書を用意し、事前検討を行う。

(指導内容)

第8条 医療扶助受給者の医療給付に関する事務および診療状況等について、関係職員からの状況の聴取、および診療録その他の帳簿書類等を閲覧し、以下を主眼事項として懇談指導をする。

(1) 生活保護制度の趣旨および医療扶助に関する事務取扱の理解の状況

(2) 医師、看護師等医療従事者の確保の状況

(3) 病棟設備の状況

(4) 診療録の記載および保存の状況

(5) 病状に対する診療の状況

(6) 診療報酬請求の適否の状況

(7) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導の状況

(8) 他法の活用状況(障害者自立支援法第58条適用についての理解、

長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等の配慮)

(9) 入院患者日用品費の取り扱い状況

(10) 保護の実施機関との協力関係の状況

(11) その他当該入院患者の実際の生活実態の状況

(個別指導班の編成)

第9条 個別指導班は職員3名(医師1名を含む)以上で編成する。

(関係機関との連絡調整)

第10条 個別指導は他機関による医療機関監査実施月と調整し、年間個別指導計画の立案を行い、年間個別計画書をもって、市医師会に協力依頼の実施を行う。

(計画の周知)

第11条 個別指導実施概ね1ヶ月前までに、実施対象指定医療機関に日時および内容等について文書を持って通知する。

なお、通知を行う際、実施対象指定医療機関に対しては、個別指導実施14日前を期限とし、「指定医療機関の概況」(様式1)および指定医療機関従事者名簿の提出を求める。

(指導結果の措置)

第12条 指導結果は当日講評を行い、改善事項等について口頭指導を行う。必要があると認められる場合は、その改善事項等について期限を付して(概ね2ヶ月)報告を求める。

指導の結果、診療報酬の過誤払いが認められたものは北海道社会保険診療報酬支払基金へ過誤調整の措置を行う。ただし、過誤調整できない場合は、これを返還させるよう措置する。

(指定医療機関に対する検査の目的)

第13条 指定医療機関に対する検査は、医療扶助受給者に係る診療報酬の請求の適否を調査して医療扶助の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の対象指定医療機関)

第14条 検査の対象となる指定医療機関は次のとおりである。

(1) 診療内容または診療報酬の請求に不正または不当があると疑うに足りる理由が認められる指定医療機関

(2) 正当な理由なく個別指導を受けることを拒否した指定医療機関

(3) その他個別指導の結果、特に必要があると認められる指定医療機関

(検査の内容)

第 15 条 検査は医療扶助受給者に係る診療内容および診療報酬請求の適否について、関係職員からの状況の聴取、および明細書、診療録その他の帳簿書類等の照合、設備等の調査を行う。

(検査班の編成)

第 16 条 検査班の編成は個別指導に準ずる。

(関係機関との連絡調整)

第 17 条 他機関による医療機関の検査実施月と調整し、検査実施時期を決定する。

(検査の通知)

第 18 条 検査実施の前に、実施対象医療機関に指導の日時および内容等について文書をもって通知する。

(検査の実施)

第 19 条 検査は指定医療機関において実地に行う。

(検査後の措置)

第 20 条 検査後の行政措置は、事案の軽重により、指定取消・戒告・注意とし、後日文書をもって通知する。

なお、指定取消の措置に該当する恐れがあると認められた場合は、当該指定医療機関に対して聴聞を行うこととし、その手続きは行政手続法第 3 章第 2 節に定めるところによるものとする。

検査の結果、不正または不当な診療および診療報酬の請求による診療報酬の過誤払いが認められた場合は、「診療報酬請求明細書立入検査結果表」(様式 2)を作成し、「確認書」(様式 3)および「診療報酬返還申出書」(様式 4)の提出を受け、北海道社会保険診療報酬支払基金へ過誤調整の措置を行う。ただし、過誤調整できない場合は、これを返還させるよう措置する。

2 前項の「確認書」および「診療報酬返還申出書」が提出されない場合であっても、市長は、職権をもって返還金の額を確定し、過誤調整の措

置をすることができる。

ただし、過誤調整できない場合は、これを返還させるよう措置することができる。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。